

柏原羽曳野藤井寺消防組合
地球温暖化対策実行計画

柏原羽曳野藤井寺消防組合

V 目標達成のための行動

1 省エネルギーに向けた取組み

(1) 電気の使用について

- ① 電気使用量を把握・管理する。
- ② 昼休み、時間外勤務時、晴天時には不必要な照明器具の消灯を行う。
- ③ 高効率・省電力機器を導入する。
- ④ 照明機器の定期的な清掃を行う。

(2) ガスの使用について

- ① ガス使用量を把握・管理する。
- ② ガス使用量を削減する。

(3) 空調機器の使用について

- ① 空調機器の適温化（冷房28℃、暖房20℃）と定期保守点検を行う。
- ② 冷暖房の効率化を図る。
- ③ 空調機器を適切に使用する。

(4) 水道水の使用について

- ① 水道使用量を把握・管理する。
- ② 水道水は効率的に使用する。

(5) 設備機器の使用について

環境への負荷の少ない機器の導入、利用を図る。

(6) 施設の新築・改築及び設備の更新にあたって

施設の新築・改築時には、費用対効果を確認し、改築や増築の際に省エネ機器の導入を検討する。

2 省資源に向けた取組み

(1) ゴミの減量について

- ① 用紙類を削減する。
- ② 使い捨て製品の使用や購入を抑制する。
- ③ 分別回収ボックス等を設置し、ゴミの分別を図る。

(2) リサイクルについて

再生紙の購入、リサイクル製品の購入及び詰替え可能な製品の購入に努める。

3 公用車燃料使用量及び走行量の削減

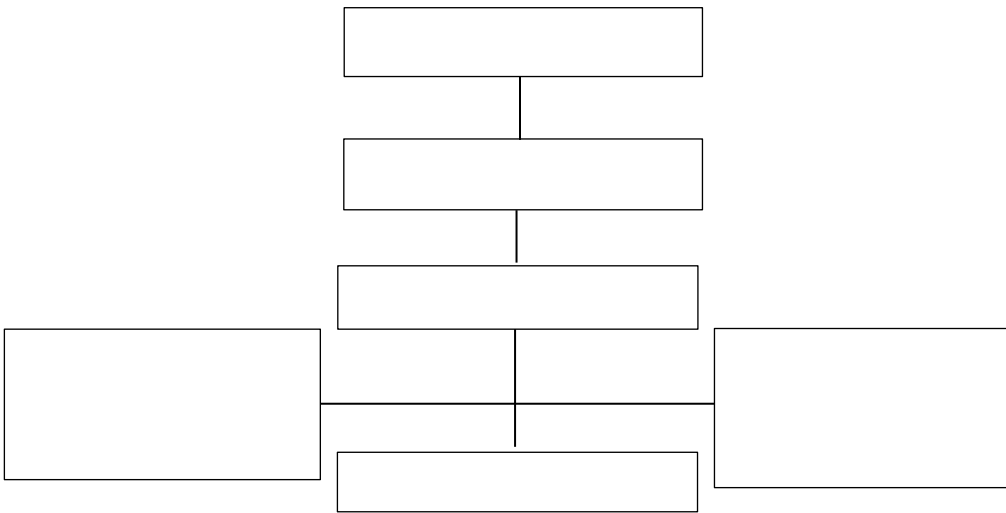
(1) 公用車の使用について

- ① 燃料使用量を把握・管理する。
- ② 公用車の燃料使用量を削減する。
- ③ 公用車の走行距離を減らす。

(2) 低公害車、低排出ガス車の導入について

公用車の更新、導入にあたっては低公害車、低排出ガス車を可能な限り選択することを検討する。

4 環境負荷の少ない製品等の購入



法の見直し及び決定。

- 温暖化対策推進員：決定された推進方針・手法に基づき、所属内の温暖化対策の推進、啓発並びに実行状況の把握。
- 庶務：温暖化対策の実行並びに推進組織の活動に伴う庶務。
- 検討部会：計画の推進、進行状況の把握及び評価、推進方針・手法の見直しにおいて、その専門性、利率性等を踏まえ本部長が必要と認めたときに、適宜開くことができる。その検討内容及び部会員は本部長が決定する。

(委任)

ここで定めるもののほか、組織の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。